## 年金受給者専用金利優遇定期預金 "よろこび 21"の商品概要 1/2

- ★当金庫で公的年金を受取られているお客様か、または新たに年 金お受取を開始されるお客様専用の定期預金です。
- ★"よろこび 21"はスーパー定期もしくはスーパー定期 300 の 1 年物 の毎日の店頭表示利率に 0.1%上乗せした利率でお預かりいたし ます。

項目	内 容
名称または愛称	年金受給者専用金利優遇定期預金"よろこび 21"
ご利用になれる方	当金庫で公的年金を受取られているお客様か、または新たに年金
	お受取を開始されるお客様
期間	スーパー定期もしくはスーパー定期300の1年もので、自動継続の
	お取扱いができます。
預入方法等	① 預入方法:一括預入
	② 預入金額:100 円以上 500 万円以内
	* 但し、他に年金受給者専用の優遇金利定期預金をご利用の場合は、この
	"よろこび 21"と合算して 500 万円以内とします。
	③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	満期日以後に利息とともに払戻します。
預入金利	┃① 適用利率:
	┣ > 固定金利となります。お預入日のスーパー定期 1 年ものもしくは
	スーパー定期 300 の 1 年ものの店頭表示利率に 0.1%上乗せし
	た利率でお預かりします。
	▶ 自動継続時の利率は、継続日におけるスーパー定期 1 年ものも
	しくはスーパー定期 300 の 1 年ものの店頭表示利率に 0.1%上
	<b>乗せした利率でお預かりし、満期日まで適用いたします。</b>
	② 利払方法:
	➢満期日以後、お支払いします。
	プラスティア・ファイン プラス とします マイン
	へ振込みます。
	③ 計算方法:
	▶付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算で行います。
	→普通定期預金における満期日以後の利率は、解約日または書
	替継続日における普通預金利率を適用します。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口
	でご照会下さい。
税金	お利息について、20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかりま
	す。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)

## 年金受給者専用金利優遇定期預金 "よろこび 21"の商品概要 2/2

内 容
※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払
われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、
20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
自動継続扱いについては、「総合口座」の担保としてセットできま
す。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せし
た利率となります。
満期日前に解約される場合は、《別表》定期預金の中途解約利率
表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日
の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに、元金を
お支払いします。
苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部
(9 時~17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。
紛争解決措置
熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時~17 時、電話:096-325
-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。
また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士
会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:
03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能
ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総
務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話
03-3517-5825)へ直接お申出ください。
上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出いただく   
ことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご
利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の
弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用
いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁
護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳し
くは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所
│ へお問合わせください。 │ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本│
預金保険制度の対保対象預金です。預金保険によって、元本     1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。
1,000 万円までこての利息が保護の対象となります。   * 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積
* ヨ並庠に後数の頂債並・口座をお取り頂いている場合は、それらの頂債   金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。

## ※口座開設の際ご用意頂くもの

- ≫ご印章
- ンご本人の確認資料